

上野原市立上野原西中学校 いじめ防止基本方針

1 いじめ防止に関する基本理念

上野原西中学校は、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、『心身の苦痛を感じていない』ことをねらいとしていじめの防止等の対策を行う。

特にいじめを行わないこと、いじめを認識しながら放置しないこと、いじめが許されない行為であることについて、全ての生徒が十分に理解できるようにする。

また、いじめの認知や対応に係わる教職員の認識の共有化、組織的な対応の充実徹底を図る。さらに、市教育委員会をはじめ、家庭、地域、その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することに努める。

2 いじめの定義といじめに対する本校の基本認識

本校では全ての教職員が「いじめは、どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ生徒はいない。」という基本認識にたち、全校の生徒が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、「いじめ防止基本方針」を策定した。

「いじめ」とは、「当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）」であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。（法第2条）

そして、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた生徒の立場に立つことが必要である。

※「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の生徒や、塾やスポーツクラブ等当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該生徒と何らかの人的関係を指す。

※「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。いじめ認識の共有化として、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

一見「いじめ」としてみなされるものの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応をとることが必要である。

いじめ防止のための基本姿勢として、次の点を心掛ける。

- ①いじめを許さない、見過ごさない教職員の姿勢を示し、いじめが起きにくい環境づくりに努める。
- ②生徒一人一人の自尊感情を高め、他への思いやりと社会性を育む教育活動を推進する。
- ③いじめの早期発見のため、面接・観察・調査等の様々な手段を講じる。
- ④いじめの早期解決のために、当該生徒の安全を保障するとともに、必要に応じて学校内だけでなく関係機関や専門家と連携して解決にあたる。
- ⑤学校と家庭が協力して、事前防止、事後指導にあたる。

3 いじめの未然防止のための取組

一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。また、教師一人一人が分かりやすい授業を心がけ、生徒に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を味わい自尊感情を育むことができるように努める。

道徳科の時間には命の大切さについての指導を重視する。また、「いじめは絶対に許されないことである」という認識を生徒がもつように、教育活動全体を通して指導する。そして、傍観することもいじめに加担することにつながることを認識させる。

また、インターネット等によるいじめを防止するための情報の収集や教職員の研修の充実を図るとともに、保護者にも学習の場を設けるなど、その啓発につとめる。そのために以下(1)～(3)について取り組む。

(1) いじめを許さない、見過ごさない、いじめが起きにくい環境づくり

- ①いじめ見逃しゼロを目指した生徒会活動を推進する。
- ②道徳教育を充実させること、障害のある生徒や性同一性障害や性的指向・性自認に係わる生徒等、特に配慮が必要な生徒への組織的な指導を充実させる。
- ③関わりを豊かにし、思いやりや感謝の心をもって、周囲に応えようとする心情を高める体験活動を推進する。
- ④学校行事や縦割り活動での異学年交流等、集団活動の充実を図り、心と心の連携を図る。
- ⑤いじめを認知したら必ず誰かに相談し、解決する方法として死を選択させない指導をする。

(2) 自尊感情を育む教育活動の推進

- ①一人一人が活躍できる学習活動
基礎基本の習得と思考力、判断力、表現力を育むための学習活動を工夫し、生徒が主体的に学習に取り組む態度を養う。
- ②安心して自分を表現できる年間カリキュラムの作成
年間カリキュラムにおける活用する力の項目や内容を明確にし、見通しをもって学習に取り組める発問や指導方法を工夫する。
- ③人とつながる喜びを味わう体験活動
友達と分かり合える楽しさやうれしさを実感できる確かな力の育成と、相互交流の工夫を行うことでコミュニケーション力を育成する。また、学校行事や生徒会活動、総合的な学習の時間等における道徳性育成に資する体験活動の推進を行う。

(3) いじめ防止対策にかかわる学習(研修)の場の充実

- ①情報モラル教育の充実
情報モラル教育の充実のために、年間指導計画に位置づけ、重大な人権侵害について教育する。
- ②教職員の積極的な研修等への参加
研修等に参加し、教職員の生徒理解、情報モラルに関する指導の力量の向上を図る。
- ③保護者へのいじめ防止に関する意識の啓発
PTAを対象とした学習会や懇談等の機会を活用し、生徒の携帯電話等の利用のあり方やインターネット、SNSの危険性やリスクに関する情報を提供し、いじめ防止につなげる。

4 いじめの早期発見・早期解決に向けての取組

(1) いじめの早期発見のための手立て

①全教職員での生徒の観察

「いじめはどの学級、どの生徒にも起こりうるものである。」という基本認識を共有し、全ての教職員が生徒の様子を見守り、生徒の小さな変化を見逃さない姿勢で日常的な観察を丁寧に行う。また、様子が不自然と感じた生徒がいる場合には校務運営委員会や職員会議、学年会議等の場において情報を共有し、より大勢の目で当該生徒を見守る。

②定期的な実態調査

「学校生活に関するアンケート」を年3回、Q Uを年2回実施し、生徒の悩みや人間関係を把握し、いじめゼロの学校づくりを目指す。

アンケートは年度末まで保存し、対応についての書類は5年間保存する。

③相談体制の充実

担任・スクールカウンセラー・養護教諭等による教育相談活動を充実させる。生徒の様子に異変が見られる場合には、教職員が積極的に働きかけを行い、生徒に安心感をもたせるとともに問題の有無を確かめ、早期発見を図る。

(2) いじめの早期解決の対応

①いじめ問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、学校長以下全ての教員が対応を協議し、的確な役割分担をしていじめ問題の解決にあたる。

②情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている生徒の身の安全を最優先に考え、いじめている側の生徒に対しては毅然とした態度で指導にあたる。

③傍観者の立場にいる生徒たちにもいじめているのと同様であるという認識や適切に対応できる力を育成する。

④学校内だけでなく各種団体や専門家と協力をして解決にあたる。

⑤いじめられている生徒の心の傷を癒すために、スクールカウンセラーや養護教諭と連携を取りながら、指導を行っていく。

⑥いじめが「解消」したと判断するためには、(1) いじめに係わる行為が止んでいること(少なくとも3ヶ月を目安とする)、(2) 被害者が心身の苦痛を感じていないことの2要件を満たさなければならない。また、その後も注意深く観察する。

(3) 家庭や地域、関係機関と連携した取組

①家庭との連携を密にし、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かす。

②学校や家庭にはなかなか話すことができないような状況であれば、「いのちの電話」等の相談窓口の利用も検討する。

5 いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 校内組織

①「校務運営委員会」

毎週開催される校務運営委員会において、問題傾向を有する生徒について、現状や指導についての情報の交換、指導のあり方等について検討する。また、校務運営委員会での情報交換の内容を確実に学年職員に伝えるとともに、職員会議に情報交換の時間を設定する。

②「いじめ防止対策委員会」

いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、管理職、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラーによるいじめ防止対策委員会を設置する。具体的ないじめが認識された場合には、当該学級担任を委員会に参加させることができる。

(2) 家庭や地域、関係機関と連携した組織 (重大事案発生時の対応)

重大かつ緊急な生徒指導上の問題が発生した場合は、その場の適切な処置をとるとともに教頭に報告する。教頭は校長に報告し、校長の指示により敏速に対応・支援体制をつくり対処する。また、状況によってはいじめ防止対策委員会を中心に、市教委職員、学校評議員、スクールサポーター等を含む「特別委員会」を設置し、調査を含めた敏速な対応を行う。

また、犯罪行為として取り扱われるべきいじめ等であることが明らかであり、学校だけでは対応しきれない場合は直ちに警察への援助を求め、連携して対応する。

6 その他の留意事項

(1) 校務の効率化

校務の効率化を図り、生徒と向き合う時間の確保に努めるなど、教育相談体制を充実させる。

(2) 地域との連携

学校便りや学年・学級通信等を有効に活用し、日頃から情報の発信を心掛ける。また、児童民生委員や地区の役員との連携を図り、地域の会合等の機会をとらえ、生徒に関する情報を収集しやすい環境を整える。(CSの活用)

(3) 学校評価の活用

学校評価の一貫として行っている生徒アンケートや保護者アンケートについてもいじめの未然防止や早期発見につながるような視点で活用する。

7 重大事態への対処

(1) 重大事態とは

- ①いじめにより、生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- ②いじめにより、相当の期間(年間30日間)学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
- ③生徒や保護者から、いじめにより重大な事態が生じたという申立てがあったとき

(2) 重大事態の報告

重大事態が発生した場合は、迅速に教育委員会へ発生報告を行う。(その後さらに速やかに文科省:様式1により報告する。)

(3) 児童生徒・保護者から申立てを受けた場合の対応

重大事態に当たらないことが明らかである場合を除き、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。なお、学校がいじめの事実等を確認できていない場合には、早期支援を行うため、必要に応じて事実関係の確認を行う。

(4) 重大事態の調査

- ①教育委員会の附属機関として設置する「上野原市いじめ問題専門委員会」が調査組織として、その事態の対処及び今後の発生防止に資するため、事実関係を明確にするための調査を行う。
- ②学校は、上記調査組織の指導・助言を受けながら対応する。
 - ・重大事態に至る要因となったいじめの行為が、いつ、だれから行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校がどのように対応したか等の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。このとき、学校は調査組織の求めに応じ、積極的に資料を提供する。
 - ・いじめられた生徒や情報を提供してくれた生徒を守ることを最優先とし、質問紙調査や聴き取り調査等を行う。
 - ・いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取した上で、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。
 - ・事実関係を可能な限り明らかにし、調査結果を対象生徒・保護者等に対して適切に説明する。
 - ・自らも調査対象であるとの認識をもちながら、主体的に調査に取り組み、発生した原因やいじめ防止基本方針の内容・運用などについて、自らの対応を真摯に見つめ直し、公平・中立に調査を行う。
 - ・調査には真摯な態度で取り組み、公平・中立に調査を行う。
 - ・多くの情報を集め、客観的な分析と検証により、可能な限り詳細に事実関係を明らかにする。
 - ・事実関係を基に日頃のいじめ防止等の対策及び事案の発生後の対応にどのような課題があったかについて検証し整理する。
 - ・具体的かつ実効性のある再発防止策を検討する。

- ③ 次のような事案においては、専門的見地からの詳細な事実関係の確認や調査組織の公平性・中立性を確保する必要性が高く、第三者が調査する。
- ・ 対象生徒が死亡しており、自殺又は自殺が疑われる重大事態
 - ・ 対象生徒と関係生徒の間で被害と加害が錯綜しているなど事案が複雑であり、詳細に事実関係を明らかにすることが難しい重大事態
 - ・ これまでの経緯から学校の対応に課題があったことが明らかであるなど学校と関係する生徒の保護者等との間に不信感が生まれてしまっている重大事態

④ 調査目的や調査の進め方、調査項目について予め保護者と共通理解を図りながら進める。

(5) 重大事態の説明

調査の結果を受け、明らかになった事実関係や再発防止策について、適時適切な方法で保護者等に説明する。なお、これらの情報の提供にあたっては、他の生徒等のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

(6) 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

調査結果の報告を受けた市長は、必要があると認めたときは、市長の附属機関として「上野原市いじめ問題調査委員会」を設ける。調査委員会は、調査の結果について適切に調査（再調査）を行い、その結果を踏まえ、必要な措置を講ずるとともに、市長に答申する。

(7) 重大事態の発生を防ぐための未然防止・平時からの備え

- ・ 重大事態の発生を防ぎ、かつ、重大事態が発生した際に適切な対応をとることができるよう、平時から全ての教職員は、法、基本方針、本ガイドライン及び「生徒指導提要（改訂版）」を理解する。
- ・ 学校いじめ防止対策委員会は、実効的な役割を果たせるよう、学校外とも連携体制を構築する。

8 いじめ防止指導計画

いじめの未然防止や早期発見のために、学校全体で組織的、計画的に取り組む。年度当初に年間計画を確認し、組織体制を整える。

平成26年 3月 3日策定

平成31年 1月10日改定

令和 7年 4月 1日改定